

表題：賄賂防止およびマネーロンダリング防止コンプライアンスポリシー	差し替え：2021年12月15日	表題ページ：13
発行者：法務部	作成者：ABACコンプライアンス	改訂：5（2017年12月7日）

A. 賄賂防止コンプライアンスポリシー

1.0 – はじめに Thermo Fisher ではコンプライアンスを非常に重要としています。Thermo Fisher は、業務を行う国々で法律を完全に遵守し倫理的に事業を行うことに尽力しています。Thermo Fisher では、改正された 1977 年米国連邦海外腐敗行為防止法（以下、「FCPA」）、2010 年の英国賄賂防止法（以下、「英国賄賂防止法」）、国内および国際的に適用可能なあらゆる汚職防止法を遵守する必要があります。世界中の国々が、賄賂行為を犯罪とする汚職防止法を採用しています。本ポリシーでは、これらの法律の遵守について想定および要求されることを定めます。

2.0 – 目的本賄賂防止コンプライアンスポリシー（以下、「ポリシー」）は、以下のフレームワークを提供します。（1）適用可能な汚職防止法規制について、関連する Thermo Fisher 事業組織および他の第三者仲介業者による有効なコンプライアンスを推進。（2）Thermo Fisher の事業運営全体における当該法規制のコンプライアンスについての組織的な責任の明確化。（3）Thermo Fisher の倫理・行動規範にしたがい、すべての事業活動で法令遵守、透明性、誠実性に尽力することを奨励。本ポリシーは、Thermo Fisher「第三者デューデリジェンス・標準作業手続き（Third Party Due Diligence- Standard Operating Procedure）」で補足されます（別紙 C で詳説）。

3.0 – 範囲本ポリシーは次に適用されます。（i）世界の Thermo Fisher の部門、子会社、関連会社を含むすべての運営、および Thermo Fisher のさまざまな流通業者、販売代理店、コンサルタント、供給業者、その他の事業パートナー。（ii）世界的に、本書で常に「対象者」として定義され見なされる、Thermo Fisher の取締役、役員、従業員（非正規従業員ならびに請負業者を含む）。

4.0 コンプライアンスの取り組み。

4.1 一般ポリシー このポリシーの対象となるいかなる者も以下の行為に関与することは許されない。（i）本ポリシーの対象となる汚職防止法規制に矛盾もしくは違反する行為に関与したり、他の対象者による当該行為の実行を認可、指示、許容すること。（ii）賄賂もしくはその他の不正な利益について受容、要求、依頼すること、もしくは提供を期待すること。または（iii）政府職員、事業のアソシエイト、政府職員の近親者に対する支払のため下請業者、注文書、合意、取り決め、その他の手段を使うこと。米国の会社は、FCPA により、正確で完全な帳簿および記録を維持し、適切な内部会計統制を保つことも要求されます。

4.2 賄賂要求の報告 対象者が、いずれの状況でも、賄賂またはキックバックの提供、付与、受入を行わないことを、Thermo Fisher と事業を営むすべての人々および法人は理解する必要があります。賄賂要求または賄賂支払については、ご自身のグループジェネラルカウンセルまたは Thermo Fisher ジェネラルカウンセルにただちに報告してください（電話または電子メールで連絡できます）。

5.0 FCPA の概要

5.1 賄賂防止条項 FCPA 賄賂防止条項では、不適切な利益を確保するため外国の職員に「有価物」を付与または提供することを犯罪と定めています。当該条項は広い範囲で適用されます。実質的にすべての米国の会社、および米国で事業を営む多くの外国の会社に適用されます。不正な支払には、

贈与および接待などいずれの「有価物」も含まれる可能性があります。会社および個人は、従業員、子会社、第三者代理人、請負業者により支払われた賄賂の責任を問われる場合があります。「外国の職員」の意味も、政府従業員、政党役員のみならず、軍人、公職の候補者、国有の電話通信・ユーティリティ会社、航空会社、病院など、国営企業の従業員も含むと広く解釈されてきました。贈与、接待、渡航費、宿泊費に関する Thermo Fisher ポリシーの詳細については、次を参照してください。(i) Thermo Fisher 倫理規範、(ii) Thermo Fisher の「医療従事者との交流に関する行動規範 (Code of Conduct on Interactions with Healthcare Professionals)」および関連ポリシー (2010年6月28日に発効・修正を含む)。(iii) Thermo Fisher 「中国の贈与および接待ポリシー (Thermo Fisher China's Gift & Entertainment Policy)」(2012年3月9日に発効)、「Approval Authority & Review Changes (承認権限および改訂変更)」(2012年4月1日に発効)、「Travel Policy (渡航ポリシー)」(2012年3月9日に発効)。

5.2 会計条項会社は、FCPA の会計条項により、FCPA 違反の予防および検出に適した正確な帳簿および記録を維持することを要求されます。会計条項に基づく刑事責任は、会計記録を「故意に」偽るか内部統制システムの実施を怠ることが要件になります。ただし、民事上の条項では、発行者の厳格責任が明白に定められています。たとえば、SEC は、遠距離の子会社による違法な支払から生じる親会社の帳簿および記録の違反についての苦情を申し立てました。この事例では、違法な支払が親会社の従業員の「関与や承認もなしに行われた」と、SEC 自体が主張しました。

FCPA、使用可能な例外および抗弁、FCPA に基づき適用可能な罰金および罰の詳細については、別紙 A を参照してください。

6.0 英国賄賂法の概要

6.1 一般的な禁止事項：英国賄賂法では次が違反します。(i) 他者に賄賂を渡すこと、または賄賂を受領すること、(ii) 外国の職員に賄賂を渡すこと、(iii) 企業または「商業組織」が賄賂の防止を怠ること。「商業組織」が違反するのは、当該組織の関係者が、当該組織の利益のために他者に賄賂を渡す場合です。「関係者」とは、能力を問わず、当該組織にサービスを提供するか、当該組織の代わりに行う者を含みます。たとえば、代理人、流通業者、従業員、子会社、ジョイントベンチャーのパートナー、供給業者などです。

6.2 抗弁または適切な手続き 賄賂防止を目的とした「適切な手続き」を設定することは、賄賂防止を怠ったとの疑いに対する抗弁です。詳細については、別紙 B に記載します。

英国賄賂防止法、適正な手続きの概要、罰、FCPA および英国賄賂防止本の違いの詳細については、別紙 B を参照してください。

7.0 THERMO FISHER 汚職防止コンプライアンスプログラム法務部が本ポリシーを適用します。

7.1 Thermo Fisher 代表者によるデューデリジェンスおよび選択。Thermo Fisher は、その世界的な運営における倫理的で収益のある拡張に尽力しています。公正およびプロ意識に関する本実務は、国際事業展開または保持のため、外国政府に関し、Thermo Fisher の代わりに行う代理人、コンサルタント、代表者、流通業者、パートナー、ジョイントベンチャーのパートナー、または他の第三者仲介業者(以下、「Thermo Fisher の代表者」)の活動にも拡張適用する必要があります。Thermo Fisher は、FCPA または英国賄賂防止法の違反につながる可能性のある第三者が関与する状況を注意して避ける必要があります。第三者の疑わしい支払を使って事業を実施するよりも、流通業者、代理人、コンサルタントなどを雇わないほうがはるかに適切です。したがって、Thermo Fisher の代表者と合意を締結する

前に、Thermo Fisher は、リスクに基づく適正および適切な汚職防止関連のデューデリジェンスを実行し、Thermo Fisher 第三者仲介業者デューデリジェンスプログラムにしたがい、コンプライアンスに関して一定の保証を第三者から取得する必要があります。新しい第三者との取引実行前に、適切な合意（流通、販売代表者、コンサルタントなどについて）を締結する必要があります。**THERMO FISHER 第三者仲介業者デューデリジェンスプログラムの詳細については、別紙 C を参照してください。**

7.2 トレーニングすべてのThermo Fisher の従業員は、Thermo Fisher の汚職防止標準および手続きに関するトレーニングに毎年参加する必要があります。本ポリシーの遵守および関連手続きに関する追加トレーニングが、法務部の定める指示およびスケジュールで定期的に行われます。本トレーニング完了は記録されます

内部-B. マネーロンダリング防止および租税回避の促進防止ポリシー

8.0 マネーロンダリング防止ポリシー

8.1 はじめにおよび法的根拠. Thermo Fisherは、英国の2002年の犯罪収益法、2002年のテロリズム法および2008の対テロリズム法を遵守しなくてはなりません。本ポリシーは、これらの法律に対するコンプライアンスの期待値および要件を定めるものです。Thermo Fisherは、マネーロンダリングおよびテロリストへの資金援助に対抗することをコミットしています。マネーロンダリングおよびテロリストないし犯罪行為への資金援助を禁止および積極的に防止することがThermo Fisherのポリシーです。

8.2 マネーロンダリングおよびテロリストへの資金援助とは何か? マネーロンダリングとは、一般に、犯罪行為による収益金の真の出所ないし財源を隠蔽もしくは偽装するための行為（金融取引など）に及んで、その収益金が正規の出所ないし正規の資産に相当のように見せることと定義されます。マネーロンダリングは、通常、3つの段階を踏みます:

8.2.1 「預入」- 犯罪行為による収益金が金融システムに入金される。

8.2.2 「分別」- この収益金が金融システム内で譲渡ないし移動することで、犯罪行為という出所から分離される。

8.2.3 「統合」- この資金が経済に再導入され、正規の資産の購入ないし他の犯罪行為もしくは正規のビジネスに資金提供される

8.3. 従業員エンゲージメント. Thermo Fisherの全従業員がすべきこと:

8.3.1 Thermo Fisherが、マネーロンダリングおよびテロリストの資金援助に関する法律の遵守を確実にする

8.3.2 マネーロンダリングおよびテロリストの資金援助に関する法律に違反するないし違反する可能性のある行為からThermo Fisherを守る

8.3.3 マネーロンダリングないしテロリストの資金援助を示唆する内容を提示された場合のリスクを意識する

8.3.4 顧客に対する商業的報酬ないし忠誠心がポリシーより優先する

8.4 危険信号の例. マネーロンダリングないしテロリストの資金援助を察知するために、従業員は疑わしい行為を注視する必要があります。収益金の取引に関して疑わしい行為を見つけたら、その取引が行われる前に、直属の上司に通知して法務部の指示を仰がなくてはなりません。疑わしい行為の例:

8.4.1 ハイリスクの国と見なされている国から/への資金の移動

8.4.2 租税回避地と見なされている国から/への資金の移動

8.4.3 取引とは関係のない国から/への資金の移動

8.4.4 真の受益権所有者と確認されていない顧客

8.4.5 通常以上に複雑な取引構造

- 8.4.6 過剰支払い後すぐに返金要求
- 8.4.7 顧客の事業とは関係のない注文ないし購入
- 8.4.8 現金での支払い要求
- 8.4.9 金額や頻度において普通ではない取引
- 8.4.10 顧客の誠実さについて心配がある
- 8.4.11 取引において明確かつ正規の資金源がない
- 8.4.12 以前に懸念があった顧客からの再注文

9.0 脱税および脱税支援ポリシー

9.1 脱税は、米国、英国をはじめ、Thermo Fisherとその顧客、サプライヤーが事業を展開する大半の国で犯罪行為です。脱税は、通常、支払うべき税金をあえて申告しないことで、そのため、税金逃れや税金対策とは区別されます。脱税の要件は、意図(知識)と不誠実です。「税金」と言う場合、売上税(付加価値税、VAT)ないし社会保障費を含むすべての税を意味します。

9.2 第三者との取引において、以下を含む(がこの限りではない)脱税の兆候となりうる「危険信号」を慎重に見定めてください。

- 9.2.1 第三者が、第三者の居住しない/事業を行わない国ないし地域に支払いを要求
- 9.2.2 第三者が、商品やサービスの支払いを現金で要求
- 9.2.3 サービスを提供した第三者が、請求書の宛名を、当社が直接サービスを提供しない別の法人にするように要求
- 9.2.4 サービスを提供した第三者が、提供したサービスの性質を曖昧にするように請求書の項目を変更するように要求
- 9.2.5 規格外ないしカスタマイズしたような請求書を第三者から受け取る
- 9.2.6 請求書に、提供されたサービスに対して額が多すぎる/少なすぎる手数料ないし謝礼が記載されている
- 9.2.7 通常当社では使用しない/知らない代理人、仲介人、コンサルタント、ディストリビューター、サプライヤーを使用することを第三者から要求される
- 9.2.8 従業員が脱税の目的で特定の料金体系を要求する

9.3 **脱税および脱税支援。**一般論として、関連人物による脱税の支援とは、Thermo Fisherの従業員、役員、代理人(ないし当社のために/代わりにサービスを行う人物)が誰かが脱税をする上で助けることです。これには手助け、支援、激励などあらゆる形態があります。

9.4 脱税の支援とは、脱税自体と同様に刑事犯罪で、計画的かつ不誠実な行動でなくてはなりません。

9.5 脱税自体と同様に、ある行為が「不誠実」であると考えられるのは、合理的に行動する別の人物がその行為を不誠実であるとみなす可能性がある場合で、これは、あなた個人は不誠実でないと考えたとしてもそう考えます。

9.6 この理由から、ある人物が「不作為」によって脱税を支援している可能性があるかと想定できます。そこでThermo Fisher従業員は、ある取引が商業的に合わなかったり、書類に誤解を招く恐れのある記述があったり、第三者の要求が普通ではなかったり、脱税によって説明できる可能性があったりする場合、意図的に「見て見ぬふり」をしてはなりません。

9.7 当社のビジネスにおける脱税の支援例として、以下が含まれますが、これらに限定されません:

- 9.7.1 商品やサービスの代金として現金での支払いに同意することでサプライヤーの脱税を手助けする
- 9.7.2 請求書の宛名を当社の顧客ではない別の法人にすることで顧客が売上税を支払わずにできるため、

脱税を手助けとなる

Thermo Fisherの従業員は、脱税および脱税支援に関与することを禁止されています。

C. 一般条項

10. 内部報告メカニズム、継続的レビュー、違反と詳細情報

10.1 内部報告メカニズムすべての対象者は、本ポリシーの違反の疑いまたは実際の違反について、すみやかに報告する必要があります。ジェネラルカウンセルまたはグループジェネラルカウンセルに情報を提供するか、匿名ホットラインの www.GlobalEthicsHotline.com または (888) 267-5255 (グローバル倫理ホットライン) に連絡してください。法務部は、本ポリシーに関する違反または脆弱性として内部報告を受けた問題に対する対応や是正措置が実施されたことを見届ける責任を負います。

10.2 内部コンプライアンスレビュー、監視、および監査法務部(および内部監査)は、(a)適用可能な汚職防止法規制または(b)本ポリシーの遵守を内外で促進するため、定期的な内部レビュー、非公式の監視、および監査の実行を監督します。

10.3 違反本ポリシーの対象となる汚職防止法規制の違反は、Thermo Fisher および担当者個人の双方について、服役を含む実質的な民事または刑事上の罰が適用される可能性があります。当該罰は、Thermo Fisher の運営および評判に重大な結果を生じます。本ポリシーの対象となる汚職防止法規制に違反した対象者は、最高で解雇を含めた当社による内部懲戒処分の対象になります。Thermo Fisher は、汚職防止法違反について有罪を宣告された対象者に対して課された罰金または違約金を払いません

10.4 詳細情報世界の汚職防止法は、複雑で広範に適用される可能性があります。本ポリシーは、当該法律のあらゆる特定条項の説明を意図せず、Thermo Fisher の事業の評判および信用に影響する可能性のある活動または実務の網羅的なリストを作成することも意図していません。本ポリシーは、従業員の行為について定める Thermo Fisher の他のポリシーと合わせてお読みください。ご質問がありましたら、Thermo Fisher ジェネラルカウンセルまたはグループジェネラルカウンセルに連絡してください。本ポリシーは、国際的な汚職防止法、FCPA、英国賄賂防止法の文言よりも厳密な場合があります。本ポリシーが、会社の他のポリシーと矛盾する場合、本ポリシーの条項が優先します。

- 海外汚職行為防止法：<http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa/>
- 数カ国語にわたって用意されています。

10.4.1 <http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa/statutes/regulations.html>

FCPA の詳細なガイドおよび編集情報は、2012 年 11 月に発行されました。

10.4.2 <http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa/guidance/>

10.4.3 英国賄賂防止法ガイダンス：<https://www.gov.uk/government/publications/bribery-act-2010-guidance>

11.0 連絡先情報

Thermo Fisher ジェネラルカウンセル： Michael Boxer、michael.boxer@thermofisher.com
チーフコンプライアンスカウンセル： David Hissong、david.hissong@thermofisher.com

12.0 関連文書は次の Legal iConnect web ページで参照できます。

<https://thermofisher.sharepoint.com/sites/Anti-CorruptionCompliance/>

- 12.1 流通合意テンプレート
- 12.2 販売代理人合意テンプレート
- 12.3 コンサルタント合意テンプレート
- 12.4 第三者デューデリジエンス・標準作業手続き
- 12.5 FCPA 証明書
- 12.6 認可書
- 12.7 委任状(製品登録など)
- 12.8 契約解除通知サンプル(法務部のレビューが必要)

改訂歴

発行番号	発行日	変更の説明
1	2013年7月1日	初版。
2	2015年3月1日	強化した第三者デューデリジエンスを反映して更新手続き
3	2017年12月7日	デューデリジエンスの完了および署名を付した合意に関する明確化
4	2021年12月15日	マネーロンダリング防止および脱税促進防止セクションの追加
5	2022年6月9日	ホットラインの連絡先情報を更新。

別紙 A – FCPA の概要

1.0 禁止 米国の法律に基づき組織された株式公開企業、事業、およびこれらの各役員、取締役、従業員、代理人、米国市民、居住外国人、米国領域内にいるあらゆる人は、直接的または間接的に、事業を取得もしくは保持するため、または不適切な利益を確保するため、いずれの有価物についても、外国の職員に対して支払、約束、または提供を行うことはできません。

2.0 義務 有価証券が米国株式市場に上場されている会社は、資産の説明責任を確保するため（賄賂なし）、正確な帳簿および記録を維持し、内部会計統制を確立して保つ必要があります。

3.0 罰則 (i) FCPA は、個人および企業の双方に刑事責任を科します。FCPA の賄賂防止条項に違反した個人の場合、刑罰は、最高 25 万ドルまたは不適切な支払から生じた金銭上の総利益の 2 倍に相当する不正利得返還額の罰金、最長 5 年間の拘禁のいずれか、または双方を含みます。Thermo Fisher は、個人に課された罰金を払い戻せません。企業は、FCPA の賄賂防止条項に関する刑事上の違反で、最高 200 万ドルまたは金銭上の総利益の 2 倍に相当する不正利得返還額の罰金を科せられる場合があります。賄賂防止条項に違反した会社および、会社のいずれの役員、取締役、従業員、代理人、または FCPA に違反した会社の代わりに行為する株主に対しても、刑事上の罰に加え、民事上の罰が科せられる場合があります。(ii) FCPA の会計条項に故意に違反した個人は、最高 500 万ドルの罰金、最長 20 年の拘禁のいずれか、または双方を科せられる場合があります。企業は最高 2,500 万ドルの罰金を科される場合があります。(iii) FCPA 違反について有罪を宣告された個人または会社は、民事の罰および刑事上の罰に加え、米国政府との事業から排除され、または輸出ライセンスを拒否されて政府のプログラムから除外される場合があります。FCPA の違反は、最高で解雇または他の契約解除を含む、Thermo Fisher による懲戒処分の対象にもなります。

4.0 FCPA の対象者 (対象者) – 個人、会社、役員、取締役、会社の代理人、会社の代わりに行為する株主。外国の会社および個人は、直接的または代理人を通して、米国領域内で実施される不正な支払行為推進の原因になった場合を除き、FCPA の対象にはなりません。ただし、米国の親会社は、問題の活動を認可、指示、または統制する外国の子会社の行為について責任を問われる場合があります。

4.1 Thermo Fisher の代わりに禁止される支払を行うことを第三者に指示、認可、または許可することは、Thermo Fisher および関与する個人による FCPA 違反を構成します。これには、事後の支払を承認すること、または外国の職員に付与される可能性について認識しているか、認識できる理由があった第三者に対する支払を行うことが含まれます。

5.0 「認識」の意味 (汚職の意図) – 支払のすべてまたは一部が、直接的または間接的に外国または政府の職員に付与されることを認識しながら、第三者に支払を行うことは違法です。「認識」には、既知の状況の意識的な無視および意図的な無視が含まれます。支払が「ここで事業を行う方法である」ことは無関係です。

6.0 「支払」の意味 (支払) – FCPA では、金銭または有価物の支払、支払の提供、支払の約束（または支払もしくは提供の認可）は、禁止されています。不適切な支払が完了しないか目的を達成しない場合でも、それを提供するのみで FCPA に違反します。

6.1 「事業を取得もしくは保持するため、または不適切な利益を確保するため」には、入札での優先的な待遇、租税または関税の低減、規制の有利な変更、地域の規則の不遵守の容認、その他の優遇または優先的な待遇を含みますが、これらに限定されません。取得もしくは保持される事業または不適切な利益には、外国政府または外国政府の手段との契約が関与する必要はありません。

6.2「有価物」には、現金および現金同等物のみならず、贈与、接待、渡航費、宿泊費、その他の有形または無形の有価物を含みます。贈与、接待、渡航費、宿泊費に関する Thermo Fisher ポリシーの詳細については、次を参照してください。(i) Thermo Fisher 倫理規範、(ii) Thermo Fisher の「医療従事者との交流に関する行動規範 (Code of Conduct on Interactions with Healthcare Professionals)」および関連ポリシー (2010年6月28日に発効・修正を含む)。(iii) Thermo Fisher 「中国の贈与および接待ポリシー (Thermo Fisher China's Gift & Entertainment Policy)」(2012年3月9日に発効)、「Approval Authority & Review Changes (承認権限および改訂変更)」(2012年4月1日に発効)、「Travel Policy (渡航ポリシー)」(2012年3月9日に発効)。

6.3 FCPA では、外国の成文法規制で合法的な支払、贈与物、提供物、有価物を許可しますが、対象者は、本ポリシー、下記のセクション 6.2 および 8.1 に従う必要があります。対象者にとって慣習的であり、他国で地域の職員から広範に許可または認可されていると対象者が考える支払または贈与である事実は、当該国の「外国の成文法規制で合法的」として適格になるには不十分です。

7.0 外国の政府職員とは (受領者) – 外国(米国外)政府の代わりに公的な能力で行為する者。職位または肩書は問いません。これには、次が含まれます。外国の政党、政党役員、候補者。外国の国営企業または法人の従業員。公的国際組織の従業員。軍人。

8.0 許可される支払

8.1 ファシリテーションの支払 FCPA では、非常に限定された状況において、外国の職員に対する一定の支払を許可します。たとえば、FCPA では、外国で事業を行う許可証の取得、警察による保護、ビザ、関税、請求書、または他の政府書類の処理など、裁量によらない通常の政府の行為を得るため、外国の職員に対する一定の「ファシリテーションの」支払を許可します。ただし、Thermo Fisher のファシリテーションの支払に関するポリシーでは、対象者は、いずれのファシリテーションの支払も禁止されています。ファシリテーションの支払についてのご質問がありましたら、該当するグループジェネラルカウンセルにお問い合わせください。

8.2 プロモーションまたはマーケティングの支払さまざまなタイプの「プロモーションまたはマーケティングのための支払」も、一定の状況で、FCPA において許可される場合があります。たとえば、Thermo Fisher を外国に職員に宣伝したり、会社施設で外国の政府職員のツアーを主催したり、外国の国営会社(国営石油会社など)の従業員を接待したりする際に生じた一定の合理的な善意の出費は、FCPA に基づく合法的な出費の場合があります。繰り返しますが、当社の従業員および代理人は、外国の職員に贈与および接待を提供したり、外国の職員に対する宣伝の費用またはイベントを認可したりすることは禁止されています。ただし、本ポリシーおよびセクション 6.2 に定めた場合は例外としますが、グループジェネラルカウンセルまたはジェネラルカウンセルの指名した弁護士が、事前の書面による承認を要する場合には、当該承認を提供した場合に限ります。これらの出費については、Thermo Fisher の帳簿および記録に完全および正確に記載する必要があります。

- 8.3 慈善寄付または政治献金 FCPA では、慈善寄付または政治献金を禁じませんが、当該支払が外国の職員の職務上の行為もしくは決定に影響する場合、または不適切な利益を確保するために行われた場合、FCPA に違反する可能性があります。合法的な慈善寄付または政治献金については、本ポリシーおよびセクション 6.2 の記載にしたがう必要があります。

別紙 B – 英国賄賂法の概要

1.0 背景：英国賄賂防止法は、2011年7月1日に発効しました。英国賄賂防止法は、領域外適用があり、英国で事業を行う商業組織に適用されますが、当該商業組織の住所を問わず、該当する行為を英国で行ったか否かを問わず、当該組織の英国における運営に何らかの方法に関連するか否かを問いません。同法に基づく主な違反は、次の4つです。

- 1.1 一般的な違反(他者への賄賂提供、賄賂の受領)。
- 1.2 外国の職員の賄賂。
- 1.3「商業組織」が賄賂防止を怠ること。
- 1.4 上級職員が部下により実行される賄賂の行為に同意または黙認すること。

「商業組織」が違反するのは、当該組織の関係者が、当該組織の利益のために他者に賄賂を渡す場合です。「関係者」とは、能力を問わず、当該組織にサービスを提供するか、当該組織の代わりに行為する者を含みます。たとえば、代理人、流通業者、従業員、子会社、ジョイントベンチャーのパートナー、供給業者などです。「上級職員」には、管理能力を持つ者が含まれます。

2.0 適切な手続き 賄賂防止を目的とした「適切な手続き」を設定することは、賄賂防止を怠ることの主張に対する抗弁です。英国司法省は、「適切な手続き」の構成要素についてガイダンス(以下、「ガイダンス」)を発行しました。ガイダンスの中核的な原則は「相応」で、異なる商業組織が異なる贈収賄リスクに直面することを認識しています。ガイダンスでは、次の6つの中核的な原則に焦点を置いていません。(1)相応の手続き。(2)上位の関与。(3)リスク評価。(4)デューデューリジェンス。(5)コミュニケーション(トレーニングを含む)。(6)監視およびレビュー。ただし、ガイダンスは規範的ではなく、裁判所でケースバイケースで判断されます。

3.0 英国外の適用可能性英国賄賂防止法は、英国外で実行された違反が発見され、「英国に密接に関連する」場合、英国外にも適用される場合があります。これには、通常、英国国内で業務を実行する Thermo Fisher 法人、および英国国内で設立された Thermo Fisher 法人が含まれます。

4.0 英国賄賂防止法および FCPA の主な相違点

- 4.1 厳格責任 英国賄賂防止法では、従業員、代理人、会社の代わりに行為する第三者である「関係者」による賄賂の防止を怠った企業の厳格責任が課されます。
- 4.2 ファシリテーションの支払 英国賄賂防止法では、FCPAとは異なり、通常措置のファシリテーションに関する少額の支払を許可しません。これは過去の英国法と異なりませんが、FCPA で合法的とみなされる支払が、英国賄賂防止法では禁止される可能性があることを意味します。
- 4.3 政府職員外 英国賄賂防止法では、民間セクターの賄賂のみならず政府職員の賄賂も禁止しています(FCPAにより制限)。
- 4.4 接待 ガイダンスでは、事業を行う際の善意による接待および顧客接待の役割が認識されますが、英国賄賂防止法には、FCPAに規定される積極的抗弁と同等の規定がありません。接待は、合理的および相応である必要があり、英国賄賂防止法に違反する方法で受領者に影響をもたらす意図で提供または開始されてはなりません。セクション 6.2 に規定した企業ポリシーを遵守してください。
- 4.5 罰則 英国賄賂防止法に基づく刑期は、FCPA に基づく刑期より最長 2 倍長くなる可能性があります。個人は、最長 10 年の拘禁および/または無制限の罰金ならびに最長 15 年の取締役資格剥奪の可能性があります。会社の罰金は無制限の可能性があります。欧州連合の法に基づき、積極的な汚職を理由とする欧州連合で公的な契約の締結からの強制的除外や、賄賂防止を怠ったことを理由とする裁量的除外が行われる場合もあります。
適切なコンプライアンスプログラムによる抗弁英国賄賂防止法とは異なり、FCPA では、会社が賄賂防止のため適切な手続きを実施したことを実証可能な場合の賄賂について、会社の訴追に対する制定法上の抗弁が含まれません。ただし、実際には、会社により設定された適切なコンプライアンスプログラムは、裁判所/検察官によりケースごとに考慮される可能性もあります。

別紙 C – THERMO FISHER のリスクに基づくデューディリジェンス
のよる第三者代表者の選択および解除

1.0 新しい流通業者の選択 Thermo Fisher では、リスクに基づくFCPA 関連のデューディリジェンス
を実行し、次の定める遵守の一定の保証を第三者から取得する必要があります。Thermo Fisher
の各担当従業員または第三者の代表者との関係を管理する者は、このプロセスの遵守を確保す
る必要があります。この詳細な手続きは、「第三者デューディリジェンス・標準作業手続き
(Third Party Due Diligence – Standard Operating Procedure)」に規定されています。このコ
ピーは、賄賂防止コンプライアンスおよび流通業者管理に関するLegal iConnect のサイトで閲覧
できます (<https://thermofisher.sharepoint.com/sites/collaboration2/Distributor-Third-Party-Securimate/Pages/Home.aspx>)。

2.0 商業的な合意 (デューディリジェンスを完了した後) :

2.1 テンプレート : 第三者代表者が適正注意義務のレビューでSecurimate として承認された
後、Thermo Fisher の従業員は、適切なTMO 標準流通合意、販売代理人合意、コンサルテ
ィング合意などを締結してください。当該テンプレートは、上述のLegal iConnect ペー
ジで閲覧できます。これらのテンプレートには、TMO により承認済みの賄賂防止証明書
の文言が含まれます。取引実行前に、合意が必要です。

2.2 承認権限マトリクス(「AAM」) : Thermo Fisher の従業員は、流通業者との合意を締
結する際および流通業者との契約を終了する際を含みますがこれらに限定されず、
AAM を遵守する必要があります。

B. 非顧客チャンネル (契約総額)

1) ユニットごとの販売価格 < \$50 万ドルの製品	\$100 万ドル	\$1,500 万ドル	\$5 億ドル	\$5 億ドル超	上記 CCG に関するセクション V.A. と同じ承認要件
2) ユニットごとの販売価格 > \$50 万ドルの製品	\$200 万ドル	\$1,500 万ドル	\$5 億ドル	\$5 億ドル超	上記 CCG に関するセクション V.A. と同じ承認要件
3) 代理店契約					
(a) 新規または更新合意	\$100 万ドル	\$1,500 万ドル	\$5 億ドル	\$5 億ドル超	流通合意は、法務部または法務部により指名された弁護士によるレビューが必要です。
(b) 契約解除の支払	なし	\$50 万ドル	任意	該当せず	法務部または法務部により指名された弁護士によるレビューが必要です。

2.3 TMO の「FCPA/取引コンプライアンス書 (FCPA/Trade Compliance Letter)」 : Thermo
Fisher と事業を行う第三者代理人は、上記のセクション 1.0 に定める第三者デューディリ
ジェンスプロセスにしたがって承認される必要があり、TMO により承認済みの賄賂防止
証明書の文言を含め、Thermo Fisher との署名による合意を作成する必要があります。第三
者代理人が臨時または一度の再販業者で、ファイルする書面による合意がない場合、
Thermo Fisher の従業員は、第三者代理人がSecurimate システムに入ること、および
Thermo Fisher の「FCPA/取引コンプライアンス書 (FCPA/Trade Compliance Letter)」(上
記の Legal iConnect ページで入手可能)に署名することを確保する責任を負います。
Thermo Fisher の「FCPA/取引コンプライアンス書 (FCPA/Trade Compliance Letter)」の使
用および要件の詳細については、上記の Legal iConnect ページにある「第三者デューディリ
ジェンス・標準作業手続き (Third Party Due Diligence – Standard Operating Procedure)」を
ご覧ください。

2.4 大規模な政府入札用の流通業者から取得する特別な「プリングダウン」証明書: Thermo Fisher は、米国政府によらない大規模な「一回限りの」入札 (USD 100 万ドルを超過) に対し、地域の流通業者の支援を受けて対応します。当該入札のいずれの場合も、当社を支援する流通業者が、入札に対する当社の対応で、FCPA の違反が生じなかったことおよび/または生じないことを記載する「プリングダウン」証明書に署名するまで、そのオーダーは、Thermo Fisher の事業ユニットにより承認されません。サンプルの証明書は、上記の「第三者仲介業者コンプライアンス (third party intermediary compliance)」に関する Legal iConnect ページで閲覧できます。流通業者が入札の 1 年前までに「FCPA/取引コンプライアンス書 (FCPA/Trade Compliance Letter)」に署名した場合、プリングダウン証明書の要件に対する例外があります。当該流通業者は、第三者のデューデリジェンスのプロセスも完了する必要があります。

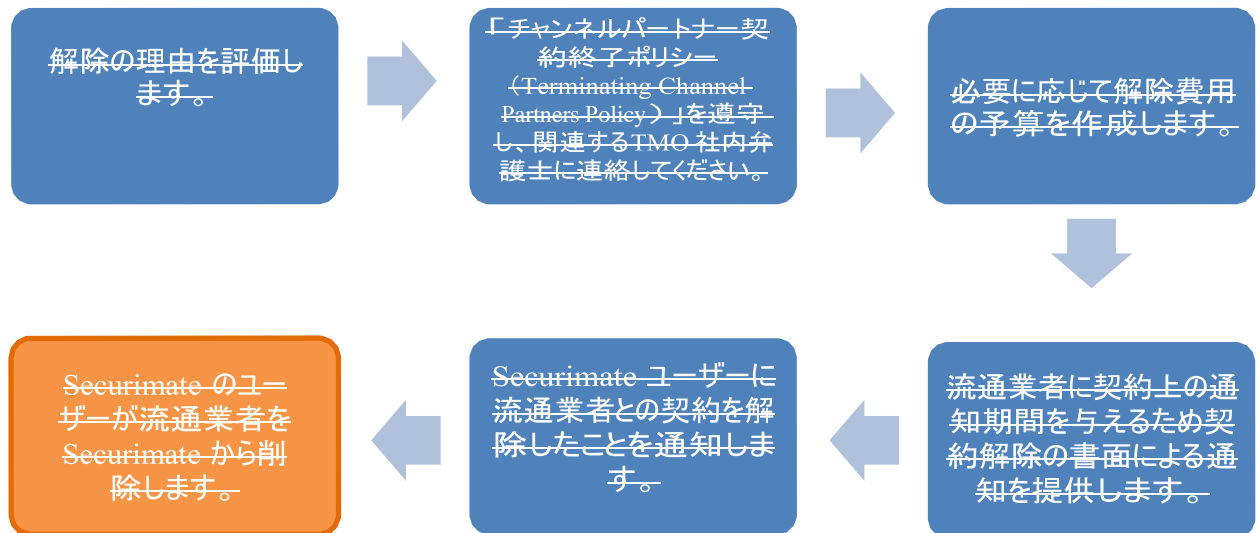
3.0 継続的な FCPA 注意義務: Thermo Fisher の従業員は、デューデリジェンスを継続的に実施する必要があります。Thermo Fisher の従業員は、次を行う義務があります。

- 3.1 Securimate システムを維持および更新すること。
- 3.2 USD 100 万ドルを超過する政府の入札について、「一回限りの」プリングダウン証明書を取得すること。
- 3.3 「第三者デューデリジェンス・標準作業手続き (Third Party Due Diligence – Standard Operating Procedure)」にしたがい、Thermo Fisher 代表者により使用される一回の第三者仲介業者の「一回限りの」FCPA/取引コンプライアンス書を取得すること、またはリスクに基づくデューデリジェンスを実行すること。
- 3.4 危険信号に継続的に注意し、特定した注意信号については、Thermo Fisher 法務部に報告すること。
レビューおよび解決の部門。

法務部は、(i) 継続的な汚職防止トレーニングを必要に応じて (年次のオンラインのトレーニングに加えて) 実行し、(ii) 継続的な Securimate のレビュー、Securimate のデューデリジェンスデータの維持、未解決の問題または質問の解決により、Thermo Fisher の代表者を支援およびサポートする必要があります。

4.0 流通業者との契約解除: Thermo Fisher 事業ユニットで第三者代表者の解除を検討する場合、または第三者代表者の契約が期限切れになる場合、Thermo Fisher の担当従業員は、次を行う必要があります。

- 4.1 Thermo Fisher の従業員は、Thermo Fisher 代表者を解除する場合、「チャンネルパートナー解除ポリシー (Terminating Channel Partners Policy)」を遵守し、関連する TMO 社内弁護士に連絡してください。
- 4.2 第三者代表者との契約の解除を検討する場合または契約が期限切れになる場合、Thermo Fisher の従業員は、Securimate のユーザーに連絡し、当該第三者代表者を Securimate システムから削除できるようにする必要があります。



5.0 中国における補足の措置：中国では、次の追加のポリシーおよび手続きが実施されます。

- 5.1 行為規範を反映する「事業上の贈与および接待に関する中国のガイドライン (China Guidelines on Business Gifts and Entertainment)」の実施。
- 5.2 「第三者コンサルタントに対するコンサルティング料金/手数料の支払に関するガイドライン (Guidelines on Consulting Fees/Commission Payments paid to Third Party Consultants)」の実施。
- 5.3 Thermo Fisher AAM および中国の法律要件に基づく、「単一Thermo Fisher 中国承認 (Single Thermo Fisher China Approval)」マトリクスの作成。